

平成29年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成29年2月17日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成29年2月定例会

日 時 平成29年2月17日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 充	2 番 竹 井 よ う こ
3 番 平 野 ひ ろ み	4 番 幸 田 昌 之
5 番 尾 崎 利 一	6 番 関 田 貢
7 番 中 野 志 乃 夫	8 番 中 間 建 二
9 番 内 野 直 樹	1 0 番 遠 藤 政 雄
1 1 番 須 藤 博	1 2 番 比 留 間 朝 幸

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 教 山 裕 一 郎
会 計 管 理 者 長 塩 三 千 行	事 務 局 長 村 上 哲 弥
総 務 課 長 藤 野 信 一	業 務 課 長 利 光 良 平
計 画 課 長 伊 藤 智	参 事 (施 設 整 備) 片 山 敬
参 事 (施 設 更 新) 小 暮 与 志 夫	総 務 課 長 補 佐 谷 川 知 治

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- 第4 議案第3号 平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算
(第3号)
- 第5 議案第4号 平成29年度における小平・村山・大和衛生組合を組織す
る市の分担金額について
- 第6 議案第5号 平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第7 陳情第2号 「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の公募市民を各市2
名以上とすること等」についての陳情

午前9時30分 開議

○議長【関田貢】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願います。

また、議事終了後、管理者報告及び議員説明会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

3番 平野ひろみ議員

5番 尾崎利一議員

1 1 番 須藤博議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【関田貢】 日程第3、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆様、おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま上程をされました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定等につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正を提案させていただくものでございます。

初めに、職員給与の改定でございます。改正の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の改定でございます。行政職給料表（1）の、22歳で採用される職員に適用される初任給につきまして、1,500円の引き上げを行う以外は、改定を見送るものでございます。

第2点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。本年度の12月から適用して、勤勉手当の支給月数を引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を、現行の4.30月から4.40月とするものでございます。また、再任用職員につきましても同様に、勤勉手当の支給月数を引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の2.25月から2.30月とするものでございます。この勤勉手当の支給月数の引き上げによる人件費の増加につきましては、

おおむね96万円を見込んでおります。

次に、給与制度の改正でございます。改正の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の見直しでございます。行政職給料表(1)、及び行政職給料表(2)、それぞれの1級に極めて長期にわたり在級している職員に適用される号給を縮減するものでございます。なお、この見直しに伴う人件費への影響はございません。

第2点目として、扶養手当の見直しでございますが、配偶者にかかる手当を、現行の月額1万3,500円から6,000円に引き下げるとともに、子にかかる手当の月額を1人につき現行の6,000円から9,000円に引き上げるものでございます。

なお、行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である者につきましては、配偶者及び父母等にかかる手当の月額を1人につき3,000円に引き下げるものでございます。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人にかかる手当の月額を1万3,500円とする取り扱いを廃止するものでございます。

この扶養手当の見直しにつきましては、本則の適用を平成30年4月1日からとし、本年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、経過措置を設けることといたします。

経過措置の内容でございますが、配偶者にかかる手当の月額を1万円、子にかかる手当の月額を7,500円といたします。なお、行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である者につきましては、配偶者にかかる手当の月額を8,000円、父母等にかかる手当の月額を6,000円といたします。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人にかかる手当の月額につきましては、1万円といたします。

この扶養手当の見直しに伴う人件費につきましては、手当額の増分と減分一

一増える分と減る分ですね、がございますので、全体として大きな変動はないものと見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対しまして説明をいたし、了承を得ているところでございます。

これらの施行期日は、勤勉手当の支給月数の改定につきましては公布の日を予定いたしておりますが、それ以外は本年4月1日からの施行を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

○5番【尾崎利一】 期末・勤勉手当の引き上げということと、配偶者手当を引き下げて、扶養手当を引き上げるというご説明でしたけれども、扶養手当を引き上げるというのは大変いいことだと思いますけど、その原資として同じ職員の中で配偶者手当を引き下げてその原資になるというのは、なかなか職員の方々の皆さんの中でも複雑な思いがあるんじゃないかと思っておりますけれども。実際にこの改定で給与が上る方が何人で、下がる方が何人いらっしゃるのか。

それから、先ほど職員の方々の皆さんには、組合がないということで説明して同意を得ているということですが、構成3市でも同様の改定が行われていると思っておりますけれども、構成3市における労働組合との合意の状況について伺います。

○総務課長【藤野信一】 この給与改定では、扶養手当の引き上げ、引き下げもございまして、両方、今現在、在籍している職員ということでお答えしたいと思います。配偶者の方が下がる、扶養の方が上るといって、そのバランスがありまして、配偶者がいる方は結果的に下がると。そういうことがありますので、下がる職員は5名ほどいます。それから、上る職員ですが、2人おります。それから、同額も1人います。

それから、組合には職員団体はございませんが、今年の2月1日に全職員に
対しまして説明いたしまして、了承は得ております。

ごめんなさい、追加で申します。3市との合意状況ですが、小平市、東大和
市、武蔵村山市とも、職員団体と交渉いたしまして、12月の議会で可決して
おります。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第3、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を
求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決
定いたしました。

日程第4 議案第3号 平成28年度小平・村山・大和衛生 組合一般会計補正予算(第3号)

○議長【関田貢】 日程第4、議案第3号「平成28年度小平・村山・大和衛
生組合一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林正則】** ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,720万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,923万3,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を増額し、塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○**事務局長【村上哲弥】** 平成28年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,720万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5,923万3,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金でございます。3市共同資源物処理施設整備工事・発注支援業務委託・生活環境影響調査業務委託、不燃・粗大ごみ処理施設発注支援業務委託・生活環境影響調査業務委託、及びごみ焼却施設整備基本計画策定業務委託の交付金の決定に伴い、循環型社会形成推進交付金を増額するものでございます。

4 款、財産収入、1 項 1 目、利子及び配当金でございます。主に債権の売却による運用益があったことなどにより増額するものでございます。

次に、5 款、繰入金、1 項 1 目、財政調整基金繰入金は、主に後ほど説明いたします歳出の減に伴い皆減するものでございます。

次に、7 款、諸収入、2 項 1 目、雑入は、施設廃材等の売り払い収入、及び放射能測定に要した費用の東京電力からの賠償金などによる増額でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費のうち、2 節、給料、3 節、職員手当等、及び 4 節、共済費は、職員の異動等による変動分を精査したことに伴うものでございます。1 3 節、委託料でございます。健康診断等委託は、二次健診受診者の減により、施設等維持管理委託は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

2 目、財産管理費、1 1 節、需用費は、庁用車用ガソリンが見込んだ単価を下回ったことなどによる減額でございます。2 5 節、積立金でございます。職員退職手当基金は運用益の増により、財政調整基金は後ほど説明いたします歳出の減により、施設整備基金は債権の売却により、それぞれ増額するものでございます。

次に、3 款、塵芥処理場費でございます。1 項 2 目、塵芥処理維持管理費でございます。1 1 節、需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用する消石灰の使用量が増えること、光熱水費は電気料金で主に燃料調整費が減ること、都市ガス料金で、焼却施設の運転計画の変更によりガス使用量が減ることなどにより、節全体としては減額するものでございます。

1 5 節、工事請負費でございます。昨年 1 1 月にストーカが故障し、およそ 3 週間にわたり 3 号炉を緊急停止させました。これに伴い運転計画を見直した結果、本年度に予定していた 3 号ごみ焼却施設反応塔取替工事を平成 2 9 年度

に変更して実施することとなったため、工事費全額の1億1,319万6,000円を減額するものでございます。

なお、この減額した財源については一旦、財政調整基金へ積み立て、平成29年度予算で繰入金として歳入し、3号ごみ焼却施設反応塔補修工事費に充当する予定でございます。

2項1目、塵芥処理場建設費、13節、委託料、15節、工事請負費、及び19節、負担金、補助及び交付金は、契約差金が生じたことによる減額でございます。

次の8ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上が、補正予算（第3号）の説明でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○8番【中間建二】 予算書の6ページ、7ページのところの塵芥処理維持管理費、工事請負費の減額が一番大きな補正だと思いますけれども、この3号炉の補修工事、予定していたものの、もう少し具体的な工事の内容と、それから、次年度に先送りすることになった背景、要因等についてご説明いただきたいと思っております。

○業務課長【利光良平】 ただいまご質問の3号炉の工事の関係でございますが、3号炉の今回、焼却施設の反応塔取替工事ということで予定をしておりました。こちらでございますけれども、ごみを燃やした後に発生します900度前後の高温の排気ガスがバグフィルターを破損することがなく通過できるように冷却する設備でございます。

前回は、平成18年度に同様の取替工事を行ってございまして、10年ほど経過がしていたところでございます。今年度、当初の計画ですと、29年の1月から3月の定期補修期間中に工事を行うという予定でございましたが、先ほど説明申し上げましたとおり、11月に3号炉の故障がございました関係で年度

後半の運転計画を全部変更せざるを得なくなりました関係で、今年度の工事を見送ったということでございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○4番【幸田昌之】 済みません、今の質問に連動してなんですけど、もともと予定していた工事を、今回、来年度へ送るということで、緊急性はないんですか。そんなにあれしなくても大丈夫なんですか。その辺について伺います。

○業務課長【利光良平】 今回の工事なんですけど、故障があったから行うということではなくて、長期的な計画の中で見込んでいた工事ということでございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○11番【須藤博】 直接故障には関係ないと思いますけど、以前大分問題になっていたストーカのプラスチックを燃やすことによる損傷というのは、今は問題になっていないのでしょうか。

○参事(施設更新)【小暮与志夫】 プラスチックを燃やすことによってストーカが損傷するというご質問だと思いますけれども、プラスチックは熱カロリーが高いものですから、プラスチックを大量に燃やしますと燃焼温度が急激に上がりますので、その点で上がった温度によってストーカが損傷するというご質問もございませぬ。

組合のほうではそういう事例は特に起きておりませぬし、この辺に關しましては、直接そのプラスチックが燃焼に際してストーカを損傷するというご質問もございませぬ。

○11番【須藤博】 燃やし方の技術として、ほかのプラスチック以外のものとまぜることで、多分温度の急激な上昇というのを抑える、燃やし方の技術でそれはカバーしているんだと思いますけれども。

もう一つ伺いたいのは、最終処分場に行く灰を減らすということは大事だと思っておりますけれども、プラスチックを燃やした場合に出る残渣というものは、純粋なプラスチックの場合、ビニール類を全部含めてですね、どの程度出るものなのか、出ないものなのか、この辺はどういうふうに捉えたらよろしいですか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 プラスチック、ビニール類なんですけれども、成分がCとHですから、カーボンと水素の化合物ということになりますので、その中に灰分というんですかね、焼却をした後に灰になる成分というのは純粋なプラスチックですと含まれておりませんので、灰にはならない。ただ、その中にいろいろなまざっているものがありますので、ゼロかということではないと思いますが、プラスチック自体、それだけで見ると、灰として出てくるものはかなり少ない状態になると思います。

○11番【須藤博】 パーセントとしては、普通の燃えるごみより全然少ないとは思いますが、何%とか、そういうデータはありますか。

○参事（施設整備）【片山敬】 プラスチックだけを燃やしたというデータがございませんので、議員ご指摘の何%ということはわからないという状況でございます。ただ、今小暮のほうから申し上げましたけれども、基本的にはCとHからできていると。しかし、色をつけたり、それから、やわらかくするために可塑剤というものが入っておりまして、この部分に一部金属が入っておりますので、この部分が灰となって出てくるというふうに考えてございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございますか。

○3番【平野ひろみ】 今の工事の定期補修、主に故障した部分の工事が次年度ということなんですけれども、もともとは定期的な10年ごとの補修というご説明だったんですが、3号炉そのものが故障したということで、新たに加わる故障に対しての金額の上乗せとか、その分の影響がどのくらいあるものなの

か、お伺いしたいと思います。

通常でしたら、故障していないところで、今年の1月から3月に定期補修だったはずのものが、そうではなくなっているというところでは、何かこれまでと違う定期的な工事になるのか、ちょっとその影響についてお伺いしたいと思います。

○業務課長【利光良平】 今ご質問がありました3号炉の故障の関係でございますが、今回、11月に発生しました3号炉の故障なんですけれども、故障の内容としましては、3号炉の中の床のストーカの部材のところ動かなくなるというような内容の故障でございました。

こちらの故障につきましては、11月のうちに二、三週間炉をとめまして、その中で補修をしております、反応塔の工事そのものについて、その故障からの影響というところは特にございません。

○1番【佐藤充】 一般管理費の給与ということなんですが、職員の異動だという説明がありました。年度内の異動ということになるかと思うんですが、そこら辺、どういうことだったのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 給料の今回減額、それから手当も期末手当などの増で増えておりますけど、給料については派遣職員の入れかわりなどがございまして、年齢が若干若い方が派遣されてきたと、そういうような状況で全体の金額が下がって減額になりました。そういうような状況でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第3号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 平成29年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第6 議案第5号 平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【関田貢】 日程第5、議案第4号「平成29年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、及び日程第6、議案第5号「平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきましては、関連がございますので一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、効率的で安定したごみ処理事業の運営を図ってまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ管内市民とのより深い

信頼関係を構築してまいります。

平成29年度の予算総額は27億8,000万円でございます。分担金につきましては、平成28年度と比較いたしまして、1億2,000万円多い16億2,000万円のご負担をお願いするものでございます。

また、新たにごみ焼却施設環境影響評価業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。具体的な内容につきましては事務局長が説明をいたしますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、平成29年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項でございますとおり、引き続き関係法令を遵守し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。

また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成29年度主要工事等でございますが、定期的な補修工事に加え、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、及びごみ焼却施設に係る施設整備関係業務委託、並びに3市共同資源物処理施設整備工事などを予定しております。

次に、2ページをごらんください。組織市3市で予測した衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成29年度は、可燃ごみが計6万2,026トン、不燃・粗大ごみが計7,391トン、合計で6万9,417トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ、1,635トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成29年度算出資料でございます。分担金は、運営経費と施設整備基金分を合計

し、16億2,000万円をお願いする予定でございます。平成28年度と比較すると、1億2,000万円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。予算書の表紙をおめくりください。議案第5号の第1条に記載のとおり、平成29年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ27億8,000万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして10億7,000万円の増額でございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。ごみ焼却施設環境影響評価業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。

右のページをごらんください。第3表、地方債でございます。3市共同資源物処理施設整備事業で借入れを予定してございます。

ページを5枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。1款、分担金及び負担金でございます。分担金額につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度当初予算と比較し、1億2,000万円の増額となっております。

2款、使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款、国庫支出金でございます。3市共同資源物処理施設整備工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、財産収入は、基金に対する運用益の見込額を計上いたしました。債権の売却に伴い、前年度当初予算と比較し減となっております。

5款、繰入金でございます。財政調整基金からの繰り入れは、補正予算で説明いたしました平成28年度から平成29年度へ変更した、3号ごみ焼却施設反応塔補修工事への充当を含めまして、1億920万6,000円の繰り入れをするものでございます。職員退職手当基金繰入金は、職員の退職手当に充当す

るものでございます。

6款、繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款、諸収入でございます。1項1目、組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。2項1目、雑入は、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでおります。

8款、組合債でございます。3市共同資源物処理施設整備工事に係る起債でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。1款、議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、共済費には、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金を計上してございます。

2款、総務費でございます。1項1目、一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1節、報酬は、公務災害補償等審査会、行政不服審査会の委員、及び嘱託職員に対する報酬でございます。2節、給料は、特別職4人、一般職19人の給料でございます。3節、職員手当等は、一般職の各種手当、期末勤勉手当、及び退職手当でございます。

8ページ、9ページにわたる4節、共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。8節、報償費には、研修会講師謝礼、功労者表彰の記念品代を計上いたしました。9節、旅費は、職員の出張に伴う旅費でございます。10節、交際費は昨年度と同額でございます。11節、需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

12節、役務費はインターネット使用料、筆耕料、及び施設見学時の傷害保険料でございます。13節、委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。14節、使用料及び賃借料

は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料、及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。18節、備品購入費は、事務用ファイリングキャビネットを購入するものでございます。

次の10ページ、11ページにまたがりませんが、19節、負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

次に、2目、財産管理費でございます。8節、報償費は、不燃・粗大ごみ処理施設整備に係る総合評価審査委員会委員謝礼でございます。11節、需用費は、車両の燃料費、及び各種設備や車両等の修繕料などでございます。12節、役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などでございます。14節、使用料及び賃借料は、小平市からの土地借上料、及び東大和市からの3市共同資源物処理施設建設予定地の借上料、並びに財務会計システム借上料が主な内容でございます。

25節、積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員給料の4%相当分を、財政調整基金は、平成28年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては、1億5,300万円をそれぞれ基金の運用益と合わせ、積み立てをいたします。27節、公課費は、自動車重量税でございます。

3目、公平委員会費は、共同設置しております、東京都市公平委員会への負担金でございます。

次に、12ページ、13ページにかけまして、2項1目、監査委員費には、監査委員の報酬、及び所要の経費を計上いたしました。

3項1目、余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。8節、報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する

謝礼、及び足湯施設10周年記念事業記念品でございます。11節、需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。12節、役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。13節、委託料は、施設の管理や警備、及び水質検査に要する委託料でございます。14節、使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。1項1目、塵芥処理総務費、9節、旅費は業務課職員の出張旅費でございます。12節、役務費は、東京都公害防止管理者登録手数料でございます。14節、使用料及び賃借料は、資源物の売却先立ち入り検査等に係る有料道路通行料でございます。19節、負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。

2目、塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

14ページ、15ページにわたる11節、需用費では、主に光熱水費・電気料金の減により、前年度に比べ減額となっております。なお、修繕料につきましては、平成25年度から27年度までの決算額の平均額をもとに積算しております。12節、役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料、及びごみクレーン3基の法定検査料でございます。

13節、委託料でございます。参考資料の12ページから14ページにかけて詳細を記載しております。参考資料でございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、施設等維持管理委託は、焼却施設などのプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページの15節、工事請負費でございます。参考資料の14ページに詳細を記載してございます。焼却施設では、燃焼設備の定期補修のほか、4号炉ガス冷却室補修工事などに加え、先ほど補正予算で説明いたしました3号ごみ焼却施設反応塔補修工事を見込んでございます。粗大ごみ処理施設では、供給コンベア等補修工事がございます。その他共通工事では、2号井戸ポンプ補修工事、無停電電源装置制御盤補修工事、及び緊急性を要する故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう、所要の経費を計上いたしました。

また予算書に戻りまして、14ページ、15ページ下段から16ページ、17ページにかけて、16節、原材料費では、焼却炉のストーカ部品、及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。18節、備品購入費は、資材運搬用のボックスパレット、作業環境向上用のミストファンを購入するものでございます。27節、公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

2項1目、塵芥処理場建設費でございます。8節、報償費は、新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会委員、勉強会における講師及び手話通訳者への謝礼でございます。9節、旅費は計画課職員の出張旅費でございます。11節、需用費は、事業用消耗品費及び3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会お茶代等でございます。12節、役務費は、施設見学会の傷害保険料でございます。

13節、委託料は3市共同資源物処理施設周辺地域住民の皆様へ配布するための広報紙作成業務委託のほか3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、及びごみ焼却施設整備に係る各種調査・支援、並びに3市共同資源物処理施設整備工事監理業務の委託でございます。14節、使用料及び賃借料は、主に3市共同資源物処理施設見学会のバス借上料でございます。15節、工事請負費は、平成31年度からの稼働を目指した3市共同資源物処理施設整備工

事でございます。

4款、公債費でございます。1項1目、利子は、平成28年度の3市共同資源物処理施設整備工事に伴う起債の利子の償還でございます。

次の18ページ、19ページにわたる5款、予備費には、1,652万7,000円を計上いたしました。

20ページから25ページまでは、給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

26ページ、27ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債の現在高・現在高見込額など、地方債に関する調書でございます。

以上が、平成29年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた、平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○11番【須藤博】 ご説明いただいた中で、予算書の10ページのところで、13節について説明がありましたけれども、予算書には13というのが節として見当たらないんですが、これはどういうことなのか、ちょっとかわからないのでご説明をお願いします。

それから、14節、土地借上料、2,400万、これは小平市からこの施設として借りている土地の全ての金額だと思ってよろしいのでしょうか。

それから、16、17ページに、塵芥処理場建設費の13節、業務委託がありますけれども、こちらは資料のほうにも一つ一つが幾らなのかが載っていないので、総額しか載っていないので、一つ一つについて幾らなのかが説明をお願いします。

○事務局長【村上哲弥】 今、10ページ、11ページで、2目、財産管理費

の中で、13節ということの説明したということでございましょうか。

○11番【須藤博】 はい。

○事務局長【村上哲弥】 もしかすると、私、読み間違えたかもしれませんが、確かに2目、財産管理費には13節はございませんで、11節、需用費、12節、役務費でございますので、もし違って発言したのであれば訂正をしたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 16、17ページの委託料の金額の内訳ということでございますが、組合では、新年度に入りまして競争入札などの競争が行われますので、細かい数字については予算上は表示していないのが組合の通例でございます。

あと、14節、土地借上料でございます。これは、今現在借りております小平市の土地借上料と、それから、3市共同資源物処理施設を予定しております東大和市の土地の借上料も含まれております。

○計画課長【伊藤智】 16ページ、17ページの13節の委託料の関係での詳細ということのご質問です。調査、計画策定等委託ということでこちらに記載されているものですが、まず、3市共同資源物処理施設……。済みません、失礼しました。

○11番【須藤博】 まず、11ページの土地借上料、それじゃ、小平分だけですと幾らになりますでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 小平市の分でございますが、約1,100万円ほどになります。

○11番【須藤博】 それで、17ページの総額は出ていて、一つ一つは出ていないのは、これから入札をやるので今発表できないという意味ですか。

○総務課長【藤野信一】 29年度に入りまして、これから競争入札などの契約事務に入りますので、予定価格を設定します、これをもとに。予定価格が類

推されるというおそれがございますので、ここには個別には表示しておりません。

○7番【中野志乃夫】 今、先ほど出た他の委員からの3市共同資源物処理計画の設計図書云々というところにも関連しますけれども、3市共同資源物処理施設に関連して、この間何度か同じような質疑をさせていただきました。その都度、いろいろな説明はされるんですけども、例えば11月の定例会でも、もともと3市共同資源物処理施設はごみの量を減らすのが本筋といたしますか、いわゆる焼却するごみの量を減らすことを基本にということを前提に常に答弁されてきました。

じゃ、それを具体的にということでは質疑させてもらってはきているんですけども、なかなか具体的な数値がいつも答弁では出てきていないんですね。それで、ちょっとこれは今回、今すぐというのは、私も今回、事前にファックスでお願いしておけばよかったんですけど、していませんので、具体的にどれだけの量が減るのか、数値を示した資料を提出していただきたい。

今じゃなくても、次回の会議までにそれをぜひお願いしたいんです。年間の削減効果、どのぐらいこの3市共同資源物処理施設をつくることによってごみの量が減ることになるのか、そのことをお願いしたいんですけども、どうでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 議員ご指摘でございますので、資料を作成させていただきますと思います。

○8番【中間建二】 参考資料のほうの7ページ、8ページに、29年度の分担金の数字が示されておりますが、先ほど小林管理者のほうからは、1億5,000万円、前年度から増えるというふうに説明されていたかと聞こえたんですけども、この資料を見ますと1億2,000万円ということで、この1億2,000万円増える要因等についてご説明をいただきたいのと、それから、私

ども東大和市は、分担金は増えますけれども、分担割合は減っていると、若干でも減るということで、平成27年度のごみの搬入量等の減少が大きな要因かというふうに受けとめておりますが、このあたりの分担金の各市の増減等の状況についてご説明いただきたいと思っております。

○総務課長【藤野信一】 分担金の増は、対前年度、1億2,000万円でございます。この大きな要因でございますが、維持補修費だとか、建設事業費がかかってございます。参考資料の17ページをごらんになると、基金の推移というのがございまして、財政調整基金が平成27年度末で2億7,000万円ほどになってございます。通常ですと、分担金の増を抑えるために財政調整基金から繰り入れをするのですが、この当初予算ベースでの、平成28年度、平成29年度を見ますと、平成28年度ベースでは2億2,000万円ほどの残となります。

そうしますと、これ以上、組合としても、財政調整基金は最低の金額を2億円以上というふうに考えてございますので、分担金の増抑制のために繰入金を増額することはなかなかできなかったというのが現状でございます。それで1億2,000万円というようなことでございます。

○8番【中間建二】 前回の議会で、3市共同資源物処理施設の建設にかかわる工事費の増額補正等が行われました。当初13億円程度と見込んでいたものが、当初予算で18億円で、最終的に26億円ということでの、このべらぼうに考えられないような補正予算に前回なっているわけですがけれども、このような予算の増額等について、当然のことながら、先ほど繰入金等のお話もありましたが、各市の分担金の増額にも影響してきているというふうに受けとめざるを得ないと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 今回、分担金が1億2,000万円ほど増となっております。さらに、今後ですが、不燃・粗大ごみ処理施設建設とか、そういつ

たものがございますので、できるだけ分担金の増を抑制するために財政調整基金の活用をしたいと思っております。ただし、施設整備については施設整備基金がございますので、そちらのほうを活用して分担金の増を抑制を考えてございます。

○8番【中間建二】 再度伺いますけれども、各市とも当然のことながら分担金、負担金等は少ないほうがいいわけで、当然だと思うんですが、この3市共同資源物処理施設が、時期の問題も当然あるかと思えますし、手順の問題もありますけれども、前回のような通常では考えられないような増額補正を行ったことによります各市の分担金、負担金等への影響も、当然のことながら私はあるというふうにとめておりますけれども、その認識を再度伺いたしたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 平成28年度当初予算に比べまして建設に係る工事費が増額になりまして、大きな補正をお願いしたことは事実でございます。理由につきましては、11月定例会等で述べさせていただいたとおりでございますが、これはやはり大切な施設を整備するにはどうしても必要な金額だったというふうにご説明をいたしました。

今後につきましては、まだ不燃・粗大ごみ処理施設、そして新ごみ焼却施設とございますので、できる限り組織市からの分担金について有効に活用するために合理的な施設を検討いたしまして、少しでも工事費のほうが増減できるように組合としては全力で取り組みたいと考えております。

○8番【中間建二】 私が聞いたことに答えていただいているんですけども、今後のことじゃなくて、この補正予算等が通常では考えられないような金額の増額補正があったということは間違いないわけですが、そのことがこの29年度の予算の各市の分担金にも影響しているんじゃないかということについては伺っているんですけども、その点についての認識を伺いたしたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 塵芥処理場建設費の中で、昨年度と比べまして、9億9,700万円、10億円程度の予算が増となっております。これは、平成29年から、平成29年度、平成30年度と工事が本格化いたしますので、その分が予算計上されております。やはり全体として建設費が高くなりましたので、その分はここに反映されているということでございます。

○5番【尾崎利一】 今の中間議員からも質疑ありましたけれども、この参考資料の分担金ですから、7ページ、8ページ、6ページにも分担金が経年で、この間の、平成24年度以降の分担金の額も出ているわけです。これを見ますと、平成24年度、13億7,000万円、平成25年度、12億7,000万円と減ってきたわけですがけれども、その後、増加に転じて、平成29年度では前年度から1億2,000万円増えて、16億2,000万円というふうになっているわけですね。

もう一方で、参考資料の17ページで施設整備基金という基金の推移が出ていますけれども、財政調整基金については非常に、これ、当初予算時の見込みなので、若干これより増えるようになると思いますけれども、財政調整基金は減っていると。施設整備基金は26億2,616万2,000円ということで、1億5,000万円ずつぐらい積み立てて増やしているということです。

それで、今日、議会終了後に不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画の見直しとか、新ごみ焼却施設の整備についてということで報告が行われるようですがけれども、3市共同資源物処理施設で先ほど説明あったように13億円から18億円、26億円というふうに施設整備費が大きく膨れ上がった、2倍になったわけですね。

それで、不燃・粗大ごみ処理施設や新ごみ焼却施設の整備も今後抱えていくという中で、この施設整備基金の平成29年度末で26億円という、この積み立て状況、このまま普通で1億5,000万円ずつ増やしていけば、このペース

で積み立てていけば、これらの施設整備に十分対応できるのかどうかということもあると思うんです。

構成市からいうと、分担金が平成25年度、12億7,000万円に減ったけれども、16億2,000万円に今度平成29年度で増えると。さらに平成30年度、平成31年度、平成32年度と、大きな施設整備を抱えてどうなっていくのかというのは、非常に大きな問題だと思うんですが、ここら辺についてどのように考えているのか伺います。

○総務課長【藤野信一】 今後の29が1億2,000万円ほど分担金が増えましたが、平成30年度に、資源物、粗大ごみ処理施設が本格的に着工いたします。また、不燃・粗大ごみ処理施設がやはり平成29年度から契約手続を進めると、そういうような状況でございます。まだ不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、今、基本計画の見直しをしておりますので、確定した数値は出てございませんが、現行の地域計画を東京都に出しておりますので、そういった数字で試算しますと、平成30年度、平成31年度で、一般財源2億5,000万円ほどの増になる予定でございます。

ただし、これは施設整備基金を入れておりますので、それを除いた金額でございます。全部でその金額につきましては、やはり分担金、あるいは財政調整基金に頼って充当していかざるを得ないかなとは考えております。平成32年度以降につきましては、焼却施設がまだ明らかな姿が見えてございませんので、それにつきましては、今後それが明らかになり次第、推計をしていきたいと考えております。

○5番【尾崎利一】 施設整備基金については、この積み立てのペースで大丈夫なのかどうなのかというあたりで、以前のご説明のときに焼却施設については、制度が変わったことで交付金が減るんだか、それとも借入金ができる金額が減るんだったか、ちょっと忘れましたが、一般財源に回さざるを得な

い金額も、当初施設整備基金の計画を立てたときよりも、一般財源から払わなくてはならない金額が増えるというご説明を以前にいただいていると思うんですよね。そこら辺との関係でどうなのかということ。

それから、そう見てくると、分担金がそのときどきの財政状況に応じてこのように増えたり、減ったり。その年にとっては、減るとありがたいということになるかもしれないけれども、先々を見通した上で、構成市にとってもある程度計算ができる、もしくは平準化して分担金をある程度見込むということのほらが、一時は減ったけども、ここへ来て1億2,000万円増え、さらに平成30年度、平成31年度についても増えそうだと。平成32年以降についてはどうなるかわからないという状況というのは、これは安定的に事業を進めるといっても、そこら辺の見通しが明確になって示されないともまずいのではないかとはいふにも思うわけですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 施設整備基金が現在、平成29年度末の見込みですと26億円になるという予定でございますが、現在1億5,300万円、毎年、平成15年度から積み立てておりまして、目標は平成33年度で29億円なのですが、当時算定した時点では東京都の補助金がございます、その補助金が現在ではそういった制度がございません。それを一般財源に振りかえますと、36億8,000万円ほどの金額が必要となります。

その36億8,000万円に到達するためには、1億5,300万円を積んでいきますと、平成36年度末にその目標額に達する予定です。現在の組合の予定でいきますと、平成37年度から新しい焼却炉が稼働ということになっておりますので、その目標額に達するのが36年度末でございますので、現在の計画ですと、その竣工にはぎりぎり間に合うと、そういうような状況でございます。

○11番【須藤博】 先ほど他の議員からの質問で、ちょっとよく聞き取れな

かったんですけども、分担金推移の表が参考資料の 8 ページにありますけどね、東大和市だけがこの分担金割合を減らしているということで、増減率も他市よりも全然低いわけですね。この要因について、もう一度わかるように説明をお願いいたします。

○総務課長【藤野信一】 参考資料の 8 ページに分担金の推移というのがございまして、東大和市が減ってございます。これは平成 27 年度のごみの量が反映されていることで、こういった数字になってございます。

○11 番【須藤博】 そうすると、ごみの搬入量と、これが東大和市の量が反映されているということですね。組合として、あるいは組合管理者の側かもしれませんけれども、搬入量をいかに減らすかということ、これがこれからつくる炉についても、当然設計にも影響してくるわけですが、今後の 3 市の搬入量の見通し、小平、武蔵村山は果たして減るのか、増えるのか。あるいは、減らすための努力をどのように組合としては 3 市に要望するのか、その辺のところはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 今後のごみ搬入量が減ってくることによりまして、新しい施設の規模を算出する際にも重要になってきます。今、各市、ごみの搬入の量に関しては、減量化に関しては組織市の仕事の範囲になっておりますので、組合が直接ということとはできないんですけれども、各市で今減量目標を立てて、そちらに向かって施策をして、減量していただいているものと考えております。

○事務局長【村上哲弥】 このたび、11 月に陳情を採択いただきまして、私どものほうが主管となりまして、新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会というのを立ち上げさせていただきました。そこに委員として各市のごみ減量等推進審議会の委員さんにも加わっていただいております。組合の焼却施設の姿、そして、いろいろこれからあるべき設備等を議論していただく中で、また、こちら

からの情報提供の中で、それをまた審議会のほうにフィードバックしていただくようなこともあるのかなと思っております。

組合が施設を更新する際に、やはり処理量、能力によって大分整備費用が変わってまいりますので、組合からも積極的に働きかけは今後していきたいと考えております。

○11番【須藤博】 ごみの減量化を進めるのは、そういった事務的レベルで着々と進めていくと。3市の事務協議というものは非常に大事だと思うんですけども、やはり管理者としてどのようなビジョンを持って、どのように進めていくか、こういったお考えを必ず持っていると思うんです。ぜひ管理者に同じ質問をいたします。お答え願えればありがたいと思っております。

○管理者【小林正則】 今、事務局長が話した内容のもう少し補強をするような形の答弁になるかと思いますが、私はごみ問題というのには長くかかわっております。回収も8年間、ごみ、瓶、缶、段ボール、ぼろとやってきた回収の経験も含めて言うと、何か行政的な、昔のいわば行政主導型でやるというのはなかなか難しく、市民の皆さんに対して意識啓発をしながら、一方で、啓発というのは、まずはやはり、3Rをとにかく徹底してやってもらうということだと思っております。

ということになれば、当然燃やさなくても、焼却しなくても済むものが当然減っていくわけでありますから、再利用するものとか、また、あるいは別な用途で使うとか、そういったことをちょっと時間はかかりますけれども、それぞれ3市の中でそういった取り組みを積極的にやっておられる人たちの意見を十分に聞きながら、また皆さんの力もかりながらやっていければというふうに思っております。

今度建てるものも少しコンパクトにしていくということは、地元からの強い要望でもあります。また、国のほうからの強い指導でもありますし、また、3R

を進めることによって、地球規模でいえば負荷の軽減にもなりますし、そういう意味では私を含めて3市長、とにかく協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。ちょっと抽象論で済みません。とにかく一生懸命やっ
てまいります。

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

○8番【中間建二】 私は、平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算につきまして、反対の立場で討論を行います。

この組合が行います3市の一般廃棄物の安定的な処理については半世紀の歴史がありまして、当然のことながら、平成29年度も適正な中間処理を行っていただきたいことは当然でございます。

また、一方で、この間何度もこの組合議会の中で議論してまいりました3市共同資源物処理施設に関する予算が計上されているわけでございます。これにつきましては、現状で東大和市における、この施設を建設するための都市計画決定ができる見込みが全く今立っておりません。そうしますと、この組合でこの予算化をしたところで、東大和市における都市計画決定が、やはり本来は都市計画決定ができてからこの予算を計上するべきでありますので、現状、見込みが立たない中でこの予算計上がされているということについては反対せざるを得ません。

なぜ都市計画決定ができないかということについて、3点申し上げたいと思います。1点目には、やはり3市組合4団体として、地域住民の理解を得たのちに事業に着手すると合意をし、表明をしたそのこと自体が守られていないということが、まず第1であります。

第2に、これも組合の中で議論されてきましたけども、いまだに適正な現状でのリサイクルのコストと、それから施設建設を行った場合のコスト比較というものが明確にされないまま今日に至り、さらに予算も、前回の議会で当初の想定からは倍増の、考えられないような事業費になっているわけですので、当然のことながら、今まで以上に負担が増えるということは明らかでありますけども、これも数字的には説明責任が果たされておりません。

それから、3点目に、これも前回の決算議会でご指摘いたしましたけれども、本来は焼却炉を小さくするために各市の搬入搬出量を抑えていく、家庭系ごみの有料化が一番大きな減量化効果があるということがはっきりしたわけですが、それについて検討がされているとはいえ、本来的にはソフト、ハードの資源化基準の統一と、数年前からも明確に基準を掲げていたにもかかわらず、そのことが一致されないまま減量化の取り組みが不十分なまま進めようとしているという中で、なかなかこの東大和市における都市計画決定のめどが立っていないということが、一番大きな問題であるかと思っております。

この三つの課題がクリアされない限り、都市計画決定が私は見込みが立っていないというふうに認識をしております。そういう中で、この平成29年度の、先ほど申し上げました3市共同資源物処理施設の関連事業が計上されている以上、反対をせざるを得ないものでございます。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

○5番【尾崎利一】 私は、平成29年度一般会計予算に反対の立場で討論を行います。これまで予算修正案を提出してきましたけれども、本予算については、27億円のうち11億円が3市共同資源物処理施設整備工事にかかわる内容です。そういう点で言いますと、主要事業になっておりますので、あえて予算修正案は提出せずに、この予算に反対をするということにしました。

それで、反対の理由は、今、中間議員がおっしゃったとおり、この3市共同

資源物処理施設整備工事が計上されているという問題です。私は、議会、議員の役割として、やはり行政の論理が市民の権利という観点から見たときに、行き過ぎている、もしくは正しくない、侵害しているという場合には、やはりチェックを入れるというのが議会、そして議員の責任だというふうに考えています。

この問題が起きてから、私は杉並病で話題になった杉並、当時まだ中間処理施設がありました。それから、寝屋川にも2回足を運びました。その結果、この施設整備にかかわる周辺住民の方々の不安や懸念、とりわけ健康被害、環境被害に対する不安や懸念には理由があり、道理があるというふうに考えています。

しかも、これらの不安や懸念について、行政の側もこれを払拭するということにはなっていない。さらに、3市及び衛生組合4団体で周辺住民の方々の理解を得た後に事業に着手をするという合意が踏みにじられるということからも、周辺住民の方々がこれに反対するのは当然だというふうに考えています。

さらに、この間と言いますと、13億円から18億円、25億4,300万円というふうになる過程で、私は、18億円から30億円、40億円という見積もりが出て、それが26億円になる過程でどのようなスペックダウンが行われたのか、繰り返し議会で聞きましたけれども、答弁はありませんでした。そして、入札が終わった後になって、実際には3市共同資源物処理施設整備実施計画に明記をされた、例えば機器配置条件が大幅に切り下げられているということが明らかになったわけです。

例えば、容リプラ貯留ピットは3日分以上が2日分以上、ペットボトル貯留ピットも3日分以上が2日分以上、プラットホーム幅については12メートル以上で、プラットホーム幅は建物から投入扉までであり、搬入車両の繰り返し安全性に必要な幅を確保するというふうに明記されていましたが、ここについ

ては空欄になっているということです。選別品、保管ヤードも3日分が2日分、ペットボトルも3日分が2日分。これは説明があった範囲だけですけれども、こういうことが明らかになりました。

これらについて、答弁ではこういうことはよくあることだという答弁もありましたけれども、私は、基本構想、実施計画と、これは3市市民に対する約束であり、それがいまだに変更もされずに、市民の前にはこの数値がそのまま示され続けている。ところが、実際の工事内容は全く違うものになっている。これらの過程一つとっても、やはり到底、周辺住民の方々だけではなくて、3市市民も含めて、民主的な手続という点でも到底納得しがたいものになっているというふうに考えます。

以上の点から、本予算に反対をするものです。

○議長【関田貢】 ほかに、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第4号「平成29年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手多数、よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 陳情第2号 「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の公募市民を各市2名以上とすること等」についての陳情

○議長【関田貢】 日程第7、陳情第2号「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の公募市民を各市2名以上とすること等」についての陳情」を議題といたします。

本案は、2月2日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましては、お手元の陳情第2号のとおりでございます。陳情の要旨を朗読させます。

○総務課長【藤野信一】 陳情第2号、受理年月日、平成29年2月2日。件名、「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の公募市民を各市2名以上とすること等」についての陳情。提出者、小平市学園西町1-6-3（三市ごみ連絡会 代表）高梨孝輔、ほか3名。

要旨

- 1 新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の委員として、各市2名以上の公募市民を補充すること。
- 2 「懇談会」を「施設検討委員会」に改めること。

<陳情理由等>

2016年11月22日、小平・村山・大和衛生組合議会において、私たちが提出した陳情第1号「ごみ減量施策の早急な推進と焼却施設建て替えのための市民参加の検討委員会設置についての陳情」が全会一致で採択されました。

これに対し、小平・村山・大和衛生組合（以下、小村大と略）は、12月10日、「新ごみ焼却施設整備に係る懇談会について（案）」を発表しました。それによると、懇談会は連絡協議会4名、地域連絡協議会長（1名）、各市の廃棄物減量等推進審議会の代表（3名）、有識者2名のみで構成されることになっており、12月19日にはその第1回懇談会が開催されました。

私たちは小村大に対し、市民公募をしないことは、市民参加を求めた私たちの陳情の趣旨に反していると指摘し、各市2名以上の市民公募を実施するよう、また、採択された陳情第1号の趣旨に沿って、ただ意見を聞く「懇談会」ではなく「施設検討委員会」とするよう再検討を要請しました（昨年12月13日及び12月19日）。小村大は1月20日、「3月の市報で各市1名の懇談会委員の市民公募を実施し、5月から参加できるようにしたい」との意向を発表し、1月30日の第2回懇談会で了承されました。

近隣市を見ると、ごみ処理施設に関して市民公募をする場合は例外なく3名以上となっており（別紙参照）——これは裏面に記載してございます。各市1名のみでは、市民参加の方法としていかにも不十分です。市民から広く、偏りなくバランスのとれた意見を聞くためには、複数の公募市民が必要ではないでしょうか。

小村大には再度、公募委員を複数とするよう再検討をお願いします。また、採択された陳情第1号の陳情項目「市民参加の施設検討委員会を設置して市民に十分な情報を提供し、市民と行政が対等の立場で協議を尽くすよう努めること」を踏まえ、「懇談会」を「施設検討委員会」とするよう再検討を要望します。

○議長【関田貢】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。

○12番【比留間朝幸】 新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の立ち上げの経緯について伺います。

○事務局長【村上哲弥】 新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会を発足した経過でございますが、ごみ焼却施設の更新に関しましては、前段として小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会——中島町周辺の方で、立川市の方も一部入っておられますが、において情報を提供し、協議する中で、現在の組合敷地内での更新について周辺住民の方々からはおおむねご理解をいただいている状況があります。

これまでの半世紀にわたる組合の運営に多大なご理解とご協力をいただいている近隣住民の皆様から、更新についてもご理解を持って受けとめていただいていますことは、大変ありがたいことと認識をしております。今後も施設更新については、近隣住民の皆様の意向をおろそかにするものであってはならず、そうしたことがないように十分配慮をする必要があると考えております。

しかし、一方で、新ごみ焼却施設の整備は3市と市民の皆様にとりまして極めて大きな事業でございますことから、より幅広く意見を取り入れる必要性もあるのではないかと組合内部では議論をしておりました。そのような中で、平成28年11月の定例会において陳情第1号が出され、それが採択されました経過の中で、組織の立ち上げを具体的に検討いたしました。このような経過を踏まえまして、組合として昨年12月に、新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会を立ち上げさせていただいたところでございます。

なお、懇談会を発足する際には、組合周辺の連絡協議会でも説明をし、ご理解をいただいたものでございます。この懇談会は、組合の事業用地内で予定している新ごみ焼却施設の整備に関して、平成29年度に新ごみ焼却施設整備基本計画を策定するに当たり、周辺地域住民、3市の市民等との意見交換等を行うことを目的とするものでございます。

また、委員構成といたしましては、委員相互の意見交換が活発に行われるよう、少人数のコンパクトな構成が適切と考え、組合周辺の連絡協議会から4名、

桜が丘の地域連絡協議会から1名、3市の廃棄物減量等推進審議会から、それぞれの市民である方を3名、そして学識経験者を2名、計10名といたしました。

なお、計画案の策定を平成29年5月を目途としており、それまでの開催期間をできる限り確保するために早期に懇談会を開始する必要があることから、委員の市民公募を行わずに立ち上げさせていただきました。

こうして立ち上げさせていただいた懇談会は、昨年12月19日に第1回、1月30日に第2回の会議を開催いたしまして、それぞれ活発なご議論をいただいております。

○12番【比留間朝幸】 経緯につきましてはよくわかりました。それでは、組合としては、この陳情事項については受け入れられるかどうか伺います。

○事務局長【村上哲弥】 この懇談会の発足に伴って、市民公募を入れるべきとの要望書、要請書をいただいたところでございます。そのため、組合といたしまして対応に関し、検討いたしました。

その結果、本年5月での計画案策定を目途としておりますこと、公募を行うために一定の期間を要することを考慮いたしまして、パブリックコメントや説明会によって広く市民の皆様のご意見を伺うことをさらに充実させるという意味合いで、計画案の策定に前後して、5月から新たな市民公募委員に参加いただき、ご意見をいただくことはできるのではないかと考えました。

なお、市民の皆様がしっかりと意見交換できるよう、市民公募を加えても、少人数の構成は維持したいと考えたこと、また、市民公募を加えますと相対的に地域住民の方々の構成比率が下がりますことから、地域の方々に自分たちの意見が聞き届けてもらえないのではないかとといった不安を与えてしまうことも懸念いたしまして、現在の10名に加えて、計3名——これは各市1名でございますが、の公募が適切と考えまして、組合議会1月臨時会後の議員説明会で

そのように説明させていただいたところでございます。

また、この市民公募につきましては、懇談会委員の方々には、1月30日の第2回会議の際に、周辺住民の方々には2月14日の連絡協議会においてご説明をさせていただき、了承を得たところでございます。

陳情事項に対する組合の考えでございますが、陳情事項の第1点目の新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の委員として、各市2名以上の公募市民を補充することにつきましては、これまで説明してまいりましたとおり、各市1名、計3名の市民の方を3月に市報等で公募し、本年5月から懇談会に加わっていただき、整備基本計画案や、3市のごみ減量施策などへのご意見などを伺ってまいりたいと考えております。

陳情事項の2点目でございます。懇談会を施設検討委員会に改めることについてでございますが、11月定例会での質疑でも申し上げましたとおり、行政は行政の立場があり、市民は市民の立場があると思います。お互いに目線を合わせて、それぞれの意見を尊重できるような姿勢を持つことが重要だと考えております。

こうしたことから、皆様の意見を十分にいただき、そうした意見については、できる限り尊重させていただきつつ、最終的には行政としての判断をさせていただくことを考えており、組織の名称につきましても、施設の建設について決定権があるかのような誤解を生じる名称はなじまないと考え、懇談会としたものでございます。

したがいまして、本陳情第2号につきましては、願意に沿うことは難しいと考えております。

○12番【比留間朝幸】 今の説明、よくわかりました。

○9番【内野直樹】 先ほどのやりとりの中で気になったんですけど、活発な意見交換をするために人数を少数に絞ったという発言があったかと思うんです

けれども、一般的に活発な意見をする場合というのは人数が少ないほうがいいんですか、それとも多いほうがいいんですか。そこら辺はちょっとよくわからなかったなので、もう一回説明をしていただきたいなと思うんですけど。

あと、もう一つ。懇談会が1回目と2回目と行われていると思うんですけども、資料として別紙でいただいているものを見ますと、委員会や意見交換会などで、例えば武蔵野クリーンセンターの委員会は1年間の間で38回、そういう機会があるのかなと思います。そのほか、ふじみ衛生組合の市民検討会でも委員会が32回、これはちょっと期間がわかりませんが、行われているんですけども。この小村大の懇談会というのは、活発な意見をしたいと言っているわけなんですけれども、会議の予定回数というのはどれぐらいを考えているのでしょうか。そこら辺を伺います。

○計画課長【伊藤智】 ただいまの質問の、懇談会が少人数がいいのか、大人数がいいのかというところで、我々が考えたのは、やはり委員の方々同士の意見をぶつけ合わせるというか、吸い上げるというような形で考えましたので、やはり大人数になってしまうと、その意見が埋もれてしまって、出せない人もいるのではないかというふうなところも考えまして、少人数ということは考えたところではあります。

あと、回数につきましては、要綱でも定めているんですが、今のところ、平成30年の3月31日までを考えております。月1回を想定しながらというふうなところもありますので、相当回数の開催が見込まれるのかなというところでございます。

先ほど来から出ている、基本計画の策定がすべてそこで終わりということでもありませんので、回数はある程度議論ができるのかなというような状況でございます。

○9番【内野直樹】 あまり人数が増えてしまうと発言する機会が奪われてし

まうんじゃないかということと言われていましたけれども、やり手がないから、やってくれと言われて委員として選ばれた人はそういう可能性があるかもしれないけれども、一般公募で、私、これに参加したいという積極的な意思があって参加する人が、人数が多いからといって毎回、毎回、発言ができなかったということになるのかどうか。そこら辺は非常に。1回の委員会では話ができなくても、次のときは発言するとかということも含めて、必ずしも今の言い方だと、人数が多いからといって活発な議論に参加できないということにはならないのかなと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○事務局長【村上哲弥】 いろいろな会の持ち方はあると思います。大人数でも活発にやっていたらしゃるところもあると思います。それを否定するものではございませんけれども、私どもといたしまして、実はこの組合にも以前懇談会というのもございましたし、今は現に桜が丘のほうの地域連絡協議会、また中島町のほうにも連絡協議会がございますけれども、やはり委員の方が手を挙げて、事務局、あるいは学識経験者の方に質問をするような形でのやりとりになりがちなのかなと。

そうではなくて、委員の方同士での議論ということも、私ども、今回、大切にしたいなと考えたものでございまして、では、それにはどちらがすぐれているかということで、今回のほうを選ばせていただいたわけで、必ずしも人数が多いからといって活発な議論ができないと、そういう認識には立ってございません。

○9番【内野直樹】 今回、今まで公募を考えていなかったところが、各市1名の代表が公募市民で選ばれるということになったということは、一步前進だなというふうには思っておりますけれども、各市で1名という状況というのは、果たしてどうなのかというところは疑問です。

同じ一つの市に住んでいたとしても、状況というのは住んでいる地域によっ

でも違うでしょうし。考え方というのもいろいろある中で、その市の中で1人という考え方というのは、考え方自体をすごく狭めてしまう。せっかく活発な意見をしたいと、いろいろな意見を出してもらいたいと言っているのに、考え方の幅が狭まってしまうようでは、ここでやろうとしている目的が制限されてしまうような気がしています。

別紙のほうで出されているものの中でも、複数やられているところもあるわけで、そこでの意見がどうだったのかということは、今調べているかどうかはわかりませんが、積極的な意見交換をってもらうために少なくしたんだというような説明はちょっと納得はいかないし、やりたいんだと言っている人たちがいる中で、わざわざ制限をするということが、ちょっと疑問に残ります。

○5番【尾崎利一】 前、議会でも陳情が採択されて、今回、公募市民1名ずつ公募するという事で対応させていただいたということは評価したいと思います。同時に、ごみ焼却施設については、150億円を超えるとか、170億円とかっていう大変大きな事業で、3市にとってもそうそうない大きな事業になると思いますね。

そういう事業規模からいって、10名ないし13名という構成がふさわしいのかどうかというのは、私はここは考える必要があるのではないかというふうに率直に思います。

先ほど、3市の資源物処理施設について、やはり民主的な手続ということも含めてどうなのかというお話もさせていただきましたけれども、やはりこれだけ大きな事業を進めていく上で、多くの市民の方々にもこういうところに加わっていただくというのは大変意味のあることではないかというふうに思いますが、その点、事業規模や、その事業の重要性との関係でそこら辺についての見解を一つ、伺いたいと。

それから、もう一つは、公募市民、今回1名ということでやったら、1名じ

や少ないんじゃないか、2名、3名と増やすべきではないかという意見が市民の方からこういう形で挙がっているわけですね。私は、こういう声が市民の中から出てくるというのは、行政にとっても大変うれしいことではないかと思うんですが、その点についてのご意見を伺いたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 私ども、陳情が採択されまして、いろいろと検討したわけなんですけども、確かに非常に大きな事業費を要する重要な事業ですので、人数を多く増やすという考え方もあるかもしれませんが、私どものほうといたしましては、加わっていただく方につきまして、陳情の趣旨のかなりの部分を占めていましたごみ減量について、組合からも積極的に働きかけてくださいということもございました。

また、施設について、先ほど議員ご指摘のように重要な施設であることも加味しまして、委員として各市のごみ減量等審議会の会長さん、あるいは会長さんが市民でない場合については、副会長さんに加わっていただきました。そういうことも、やはり重要な施設を検討する上では重要な点なのかなというふうに考えております。

○3番【平野ひろみ】 陳情第1号で、これは全会一致で採択をされたということで、冒頭の説明でも、きちんと市民の声をより広く取り入れていくというようなお話があったところで、本当だったら、当初から市民公募という形で懇談会なりをスタートさせるべきだったのではないかなということで、ちょっとそこところは、一つ、指摘をしておきたいなというふうに思います。

ただ、今回、もう既に懇談会がスタートしてしまったということで、スタートの中でその構成が崩れないようにみたいなところでの、慎重に行政側は受けとめていらっしゃるのかなというような説明の中で伺えたんですけれども。懇談会の委員の方に、この公募を1人にして、5月あたりから参加してもらおうという説明をしたときのご意見とか、反応とかというものがどういうもの

があったのか。

先ほど、懇談会委員のところでご説明されたということと、あと連絡協議会のほうでも了承を得たというようなことがあったので、その中でのご意見が何かあったかということで、一つお伺いをいたします。

それから、もう一つは、この求めているところで、懇談会を施設検討委員会というふうに改めるということですが、これは平成27年の11月に合意された、今後の施設整備のあり方にも書いてあることですが、住民との信頼関係の構築に向けてという項目がこの施設整備のあり方の中にきちんと書かれてあって、より多くの市民の理解を得る努力が必要だということをごきちんとして認識しているという文言が何か所かにわたって書いてあります。

それが施設検討委員会という名前でなくても、懇談会といった名称であっても、そこはそここの場で一人一人が意見を出せて、もちろん違った意見が出る可能性は高いと思いますけれども、それをお互い言える場が保障されて、その考えの違いをその中で知っていくことで、それが議論につながっていく。その議論をつくるための、そういう場なんだということの理解でいいのかどうか、その辺のお考えを伺えればと思います。2点です。

○計画課長【伊藤智】 今のご質問のまず1点目なのですが、1月30日の第2回のところで、懇談会の方々には、今回の公募についてということで、我々組合の考え方のほうをお話をさせていただきました。やはり、委員の声からも、こういうご時世というところもありまして、公募は入れるべきだろうというところのお話はありました。

ただ、人数の関係なのですが、今始まっています懇談会、10名なのですが、前回の2回のときは8名ではありました。非常に皆さん、和気あいあいと言うと、また変なのですが、委員同士での議論ができているというようなところがございます。その中では、委員同士で、中には学識経験者の方もいらっしゃる

ので、その方がうまく内容をフォローするような形。ほかのいろいろな会の中で、じゃ、事務局、どうなのというようなことで振るようなこともなく、非常にいい形で進めておりますので、委員の方からはこの公募についてはご了承を得ているというような状況でございます。

○事務局長【村上哲弥】 先ほど、質問でお答えさせていただいたとおり、私どもといたしましては、懇談会の皆様からの十分意見をいただきまして、そうした意見についてはできる限り尊重させていただきつつ、最終的に行政として責任を持って判断をさせていただきたいというふうに考えておりますので、名前というよりも、実質が今そのように考えておりますので、今後もそのような姿勢は貫いていきたいと考えております。

○3番【平野ひろみ】 人数のところでお伺いしたいんですが、今、学識経験者の方が2名というところで、その2名を除くと、残りの8人の委員さんの、それぞれ3市に分けますと、小平市が何人とか、そういう市ごとの人数がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

それから、少人数でということ、今始まっているところでの、スタートしてしまったところでの懇談会を、その雰囲気壊さずに新しい市民公募の人を入れてというところでのやり方についてはそれでよしとしても、それ以上に、違った形での市民の声をどのように取り入れていくのか。

計画のときにはパブコメもある程度とられるとは思いますが、このような陳情が出るということでは、やっぱり関心を持っている市民の人たちはいるということですし、さらに、ごみ減量ということをそれぞれの市で広げていくことには、とてもこういう声をうまく活用して取り組んでいけたらいいなというふうに、私も思っているので、ぜひ、この懇談会とは別な形で、じゃ、あらゆる市民の方たちに広くこのことを知ってもらって、いろいろな意見を吸い上げていけるようなやり方、場の設定だったり、周知の仕方だったりというと

ころもあるとは思いますが、その辺のほかにどういったことをやっていくおつもりなのかを、お伺いしたいと思います。

○計画課長【伊藤智】 ただいまございました、委員さんの各市の人数構成というようなところがございますが、まず、小平市民は4名です。東大和市民は2名、武蔵村山市からは1名。さらに、立川市民ということで1名です。この立川市民の方なんです、こちらのほうは中島町、立川の幸町で構成されています連絡協議会の委員さんでいるということで、このような各市の状況にはなっております。

済みません、申しわけございません。小平市さんは……。済みません、混乱しました。

○事務局長【村上哲弥】 今後の焼却施設をはじめとする施設更新の情報提供ですとか、あるいは、市民からの意見をどのように吸い上げていくかにつきましては、やはり、私どもの広報紙の「えんとつ」、あるいは各市の市報についても今後お願いしていくこともあるのかなと考えております。

また、説明会、そしてパブリックコメント等で、広く意見を吸い上げていきたいと思っております。また、組合のホームページ等でも、あり方を工夫しつつPR、あるいは広報に努めていきたいと考えております。

○3番【平野ひろみ】 ありがとうございます。1点目は、わかりました。

市民の声をどうやって取り入れていくのかという、その手法については、これまでやってきたことと同じような形でしょうとしていくのではなく、いろいろなやり方があるかと思っております。そういった内容についても、懇談会でも出てくるかもしれませんし、そこはもうちょっと柔軟な形でやれるように、いろいろな意見を聞いて、そこでできるかどうかという可能性を探っていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほど、村上局長のほうからお話がありましたので、こういった形でスター

トしたところで、そこで意見が出されたことを、そこで決定する場ということではないということは確認をさせていただきました。

ですが、その中でいろいろな意見が出されていくこと、議論が十分尽くせるような形でやっていっていただけるということで認識しましたので、よろしくお願いたします。意見で結構です。

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第7、陳情第2号「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の公募市民を各市2名以上とすること等」についての陳情」、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 平 野 ひろみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾 崎 利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須 藤 博